

令和5年度採用 福知山市任期付職員募集 (弁護士)

福知山市では、市民サービスのさらなる向上を図るため、弁護士資格を有し、法律に関する高度で専門的な能力・経験を行政分野で発揮できる専門職を募集します。



- 試験日 令和4年12月中旬
試験会場 福知山市庁舎
受付期間 令和4年7月8日(金)～
令和4年11月30日(水)
申込方法 採用試験のホームページから申込書等をダウンロード
採用日 令和5年4月1日

令和4年度福知山市任期付職員(弁護士)採用試験案内

令和4年7月8日

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
弁護士 (任期付職員)	1名	次のいずれにも該当する人 ① 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている人で、任用後も弁護士登録を行う人 ② 弁護士としての実務経験が令和5年3月末日時点で通算して3年以上ある人

- (1) 任期付職員とは、地方行政の高度化・専門化に対応するため、公務部門では得られにくい専門的な知識経験又は優れた見識を有する人を、期間を限って採用するものです。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。
- (3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第7条（弁護士の欠格事由）に該当する人は、受験できません。

2 身分、任用期間、勤務形態及び職務内容

身分	常勤の正規職員
任用期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（予定） ※1 任用期間は、業務の都合、勤務実績等により、採用日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て延長する場合があります。 ※2 任用期間満了後、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。
勤務形態	1日当たり7時間45分勤務の週5日（週38時間45分勤務） ※任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、弁護士業務は、制限されます。
職務内容	児童虐待事案への対応、高齢者・障害者の権利擁護 消費生活相談、消費者保護・被害防止への指導・助言 DV・ストーカー対策、犯罪被害者等支援 行政対象暴力や不当要求行為等への対応 法律相談（職員の法令解釈運用の支援等） 債権管理・回収業務等の指導・助言 コンプライアンス推進支援 条例等例規整備に係る指導・助言 その他弁護士の専門性を発揮できる行政事務全般

3 待遇

(1) 原則として、弁護士としての実務経験年数、実績等に応じて課長級、課長補佐級、係長級又は主任級の役職に格付けします。

任期付職員（弁護士）標準例

役職	課長級	課長補佐級	係長級	主任級
給与月額	568,000 円	536,000 円	485,000 円	437,000 円
年 収	約 938 万円	約 878 万円	約 811 万円	約 721 万円

(注) ア 給与は、福知山市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例第8条の規定に基づき、任期付職員の特殊性及び実態を考慮して決定します。

イ 年収には、給料のほか期末・勤勉手当、管理職手当(管理職のみ)を含みます。
※初年度の6月期の期末手当及び勤勉手当は期間率が適用されますので、上記の年収より減額となります。

ウ 給与及び年収の額は、給与制度の改正により変更となる場合があります。

(2) 手当

前号アのほか、本市条例に基づき扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等を支給します。なお、係長級及び主任級には、時間外・休日勤務手当を支給します。

(3) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（うち休憩1時間）
イ 休日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
ウ 年次有給休暇 1年度につき最大20日
エ 特別休暇 本市条例に基づき付与

(4) 福利厚生

ア 年金・健康保険等は、京都市市町村職員共済組合に加入します。
イ 健康診断は、巡回検診又は人間ドック受診の助成を行います。

(5) その他

ア 弁護士会の会費等は、自己負担となります。
イ 一般職に属する職員であり、営利企業等の従事制限など服務に関する地方公務員法の規定が適用されるため、福知山市役所以外の弁護士業務は制限されます。

4 試験の期日及び場所

期 日	令和4年12月中旬 日程の詳細は書類審査合格者へ個別に案内をします。
場 所	福知山市庁舎 福知山市字内記13番地の1

5 試験の内容

試験内容	第1次試験 実務経験等に関する書類審査
	第2次試験 個別面接試験 ※書類審査に合格した受験者へは、個別に面接試験の案内を行います。

6 合格発表

最終合格発表は、令和5年1月上旬に受験者に通知します（電話による合否の問合せには、応じません。）。

なお、合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書等の記載事項に不正があった場合には、合格を取り消します。

7 採用時期

令和5年4月1日に採用します。ただし、離職等の事情により、予定日での採用が困難な場合は、相談に応じます。

8 受験申込手続及び受付期間

(1) 受験申込書等の交付・提出

福知山市の採用試験のホームページから受験申込書、職務経歴書及び職務経歴等アピールシートをダウンロードし、次号の申込書類を郵送(簡易書留)又は持参により提出してください。

必要書類をプリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。

(2) 申込書類

- 1 福知山市任期付職員（弁護士）採用試験受験申込書（本市所定様式：写真添付）
- 2 弁護士職務経歴書（本市所定様式）
- 3 職務経歴等アピールシートNo.1、No.2（本市所定様式）
- 4 弁護士登録証明書の写し

(3) 申込先(郵送先)

福知山市役所市長公室職員課人事給与係

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

電話 0773-24-7034（直通）

(4) 受付期間 令和4年7月8日（金）から令和4年11月30日（水）まで

ア 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付けます。

イ 持参の場合は、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は、受付できません。）

9 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接職員課へおいでください(電話、はがき等による請求では、開示できません。)

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
不合格者	順位	各合格発表の日（通知の日付）から2週間	福知山市役所6階(職員課) (土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)